



農業委員会だより

Minamitane Town Board of Agriculture Infomation



目 次

新年のご挨拶・農業委員の改選	2
農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介	3
農業委員会の活動報告・農地の適切な管理	4
令和8年定例総会予定表・農地法に基づく手続きの紹介	5
農地の貸し借り・売買の手続き	6
農業者年金のご案内	7
新規就農者紹介・農業新聞・農地の相続・編集後記	8



農場を守り活かす
農業委員会
南種子町農業委員会
会長 石堂 かよ子

新年あけましておめでとうございます

皆様には、ご家族お揃いで、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く情勢は、依然として物価高騰等により、農業経営を圧迫するなど厳しい状況が続いております。本町においては、町からの肥料・飼料等物価高騰対策として様々な支援対

策等を講じて頂いているところですが、持続可能な経営基盤の構築のため、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少など課題解決に努めていかなければなりません。農業委員会としましても、関係機関と連携を図りながら、農業の振興並びに農地の守り手となり、農業経営の支援に取り組んで参ります。

また、本町の基幹作物につきましては、台風等の影響もなく概ね順調な生育となりました。サトウキビについては、昨年より作付面積が28ヘクタール増え、収量見込も10アール当たり6,700キロと昨年より豊作となることが期待されております。

昨年は、農業委員会の普及推進活動において、農家にとって身近な情報紙として発行されている「全国農業新聞」の購読者普及の部で全国1位となり表彰を受けました。今後とも、引き続き皆様のご協力を頂き、取り組んで参りたいと思います。

今年7月は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が行われる年です。認定農家や女性の皆様の参画の実現に向けて取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして、幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

令和8年は農業委員改選の年です。

公職選挙法に基づくものから町長が議会の同意を得て任命する方法に代わって3回目の改選となります。任命にあたっては、あらかじめ地域の農業者や農業団体に推薦を求め、公募も行います。農業委員の活動に興味がある方は、ぜひ応募してください。

国においては、第5次男女共同参画基本計画の中で、令和7年度の農業委員に占める女性の割合を30%とすることを目標にしており、全国でも多くの女性が農業委員となり活躍しています。

令和8年7月に改選となる農業委員の募集は、令和8年3月下旬から4月上旬までの予定しております。多くの方にご応募いただき、農業委員・農地利用最適化推進委員として活動してみませんか。

●農業委員の主な業務

★ 農業委員

- 農地の貸借や売買の許可・決定など及び農地転用などへの意見
 - 農地の貸借や売買の許可・決定
 - 遊休農地に対する措置
 - 農地転用許可への意見
※違反転用への対応
- 農地利用最適化推進指針等の作成

★ 農地利用最適化推進委員

- 担当地区内の農地利用の最適化のための実践活動が主体
 - 担い手への農地利用の集積・集約化
 - 遊休農地の発生防止・解消
 - 新規参入への支援活動
- 総会などに出席し、農地利用の最適化推進
- 農地利用最適化推進指針の作成に参画

南種子町農業委員の紹介

※農地に関する相談等は、各地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員へ
任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

氏名	担当地区	TEL	氏名	担当地区	TEL
石堂 かよ子 <会長>	茎永全域	090-6293-4599	小山 幸良	島間（仲之町・小平山）	090-1928-4860
牛野 進一郎 <会長職務代理>	西海全域	090-4777-3813	中之薗 堅二郎 <農地部長>	上中全域	090-2586-6973
久保田 力雄	島間（田尾・向方・大久保）	090-1978-4937	寺内 秀昭 <振興部長>	下中全域	090-8913-8636
砂坂 浩一郎	西之（木原・野尻・砂坂 ・管牧）	090-3608-8193	福 富久	長谷全域	090-3078-3480
高田 真盛	西之（崎原・下西目・小田 ・前之原）	090-5288-1053	原 雅喜	平山全域	090-5475-6283
黒木 りか	西之（田代・本村・平野 ・上瀬田・野大野）	090-7167-0178			



石堂 かよ子
会長



牛野 進一郎
会長職務代理



久保田 力雄



砂坂 浩一郎



高田 真盛



黒木 りか



小山 幸良



中之薗 堅二郎
農地部長



寺内 秀昭
振興部長



福 富久



原 雅喜

南種子町農地利用最適化推進委員の紹介

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

氏名	担当地区	TEL	氏名	担当地区	TEL
浦口 啓一郎	平山	090-1516-7939	野里 一則	西海	080-5609-1907
片板 大作	茎永	090-7380-4333	崎田 善昭	島間	080-5216-8542
上妻 亜紀	下中	080-5243-9206	雨田 俊哉	長谷	080-1542-4998
小脇 尚武	西之	090-8296-4793	原田 晃生	上中	080-2773-7512



浦口 啓一郎



片板 大作



上妻 亜紀



小脇 尚武



野里 一則



崎田 善昭



雨田 俊哉



原田 晃生

農業委員会の活動報告

●各種研修会に参加！

11月7日(金)熊毛地区農地利用最適化会議が西之表市で開催されました。

全体会では「農業委員会組組織を巡る情勢・農地の適正・有効利用などについて」の説明を受け、現地研修会では「西田農産さつまいも工場・高崎酒造・種子



島沖ヶ浜田黒糖生産組合」を訪問し、作業場の見学をしました。原料農産物と労働力の確保に苦慮しているとのことでした。また、11月18日から19日にかけて、長崎市で「九州沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会」が開催され、各地から667人の女性委員が結集して、講演や情報交換など有意義な研修会でした。

●農地パトロールを実施！



農業委員会では、優良農地の確保と有効利用の促進を図るために、定期的に農地部員による農地パトロールを実施しています。

また、7月から9月にかけては「農地の利用状況調査」を担当地区の農業委員と農地利用最適化推進委員が行いました。



農地パトロールで把握した内容や調査の結果は、地域の農地利用状況の確認、遊休農地・耕作放棄地の解消、違反転用の発生防止・早期発見に活用しています。

農地の適切な管理について

農地所有者の皆さんにお願いです。

農地法により農地の所有者や耕作者には、管理の義務が定められています。耕作放棄された農地では、雑草が生い茂り、害虫の発生・雑草の種の飛散、ゴミの不法投棄などの原因となります。

農地の管理を怠ることで、復旧作業や農地の売買・貸借をすることが困難になるだけでなく近隣農地にも迷惑がかかります。

農地の所有者の方（所有者の方がお亡くなりの場合は相続の方）は、年に数回の草刈りなどを行い、適切な管理をお願いします。

農地のことでご相談などございましたら、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。

令和8年 定例総会予定表

(研修センター・2F大会議室・傍聴可能)

上半期	申請書 締切り	定例総会				下半期	申請書 締切り	定例総会			
月	日	日	曜日	時間	月	日	日	曜日	時間		
1月	12/26	26	月	9:30	7月	6/30	24	金	9:30		
2月	1/30	25	水	9:30	8月	7/31	25	火	9:30		
3月	2/27	24	火	9:30	9月	8/31	25	木	9:30		
4月	3/31	24	金	9:30	10月	9/30	26	月	9:30		
5月	4/30	25	月	9:30	11月	10/30	25	水	9:30		
6月	5/29	25	木	9:30	12月	11/30	25	金	9:30		

～農地法に基づく手続きの紹介～

農地法とは

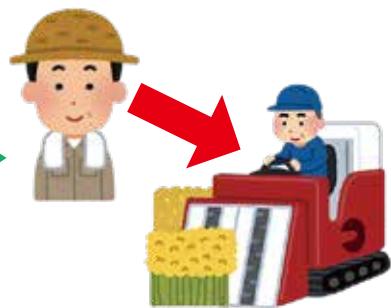
国内の農業生産を維持・拡大すること、国民に食料を安定供給することを目的に、農業の基盤である農地の権利の移動や、転用の制限について定めた法律です。

今回は、農地法の主な3つの手続きについてご紹介します。

農地法第3条

農地のまま売買または貸借するときの手続きです。

【例】農家Aさんの農地を農家Bさんが買って
(もしくは借りて)耕作する場合



農地法第4条

自分名義の農地を自ら転用するときの手続きです。

【例】農家Aさんが自分の農地を駐車場にする場合



農地法第5条

他人名義の農地の権利を取得して転用するときの手続きです。

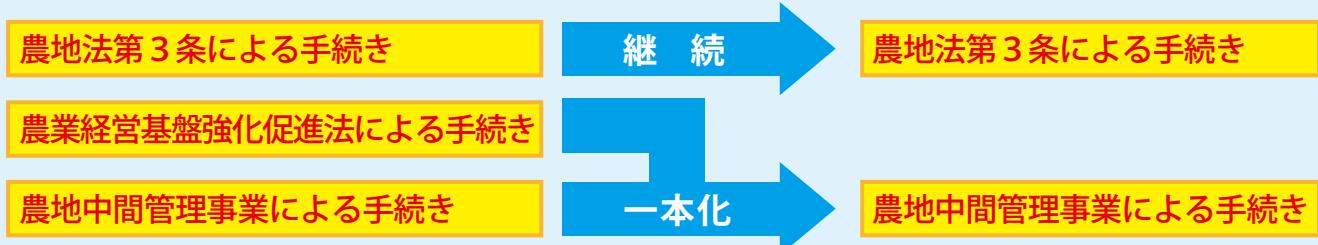
【例】農家Aさんの農地を業者Cが買い取ってアパートを
建てる場合

いずれの手続きも一定の基準を満たしたうえで、農業委員会に「許可申請書」を提出いただきます。また、許可を受けたあとは、ご自身で登記等をする必要があります。詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

注意

農地の貸し借り・売買の手続きが変わりました

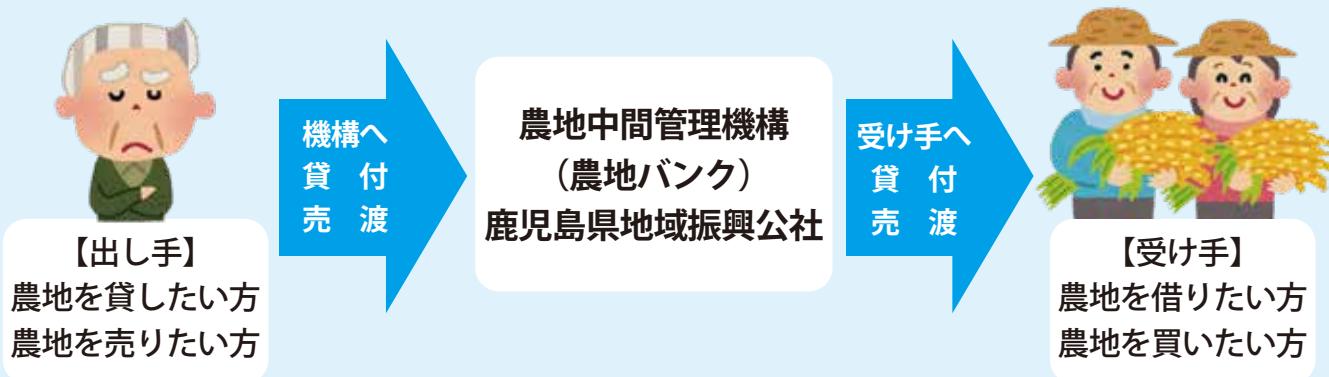
令和7年4月から農業委員会における農地の貸し借り・売買の手続きが、次のとおり変わりました。農地法第3条許可による貸し借り・売買は、これまでどおり変更ありません。



農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、公的機関である公益社団法人鹿児島県地域振興公社が「農地中間管理機構」となり、出し手（農地所有者）と受け手（耕作者）に対し、農地の貸し借り、売買を仲介する事業です。

農地中間管理機構を活用した貸借・売買について



農地中間管理機構の活用メリット

出し手（土地所有者）

1. 貸借料・売買代金がある場合は、機構がまとめてお支払いします。
2. 機構への貸付・売渡は農業者年金制度の経営継承に該当します。
3. 機構に貸し出した農地は契約終了後に必ず土地所有者へ戻ります。

受け手（耕作者）

1. 貸借において、農地を長期（10年間）に安定して借りることができます。
2. 地主が多数いても契約は機構とだけなので賃貸料売買代金の支払い等の事務が軽減されます。
3. 地域計画に基づき、まとまった一段の農用地の権利移動を行うことができ、農作業の効率化コスト軽減につながります。

知って得する!

農業者年金のご案内

農業者年金とは?



サラリーマンの年金
(厚生年金)

報酬比例部分(老齢厚生年金)
国民年金(老齢基礎年金)

2階建て



農業者の年金
(国民年金のみ)

国民年金(老齢基礎年金)

1階建て

農業者の年金はサラリーマンと違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。サラリーマンのような厚生年金部分の年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。

農業者の年金
(国民年金+農業者年金)

農業者年金
国民年金(老齢基礎年金)



農業者年金の加入条件

農業者年金には、以下の3つの条件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者であり、国民年金の付加年金へ加入している(国民年金保険料納付免除者を除く)
- 年間60日以上農業に従事している
- 20歳以上65歳未満である(60歳~65歳未満の方は国民年金任意加入被保険者のみ)

農業者年金のメリットについて

- 農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。

生計を一にする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額(最高額1人あたり年間80万4千円)が経営主の所得から控除できます。

- 農業の担い手には、保険料の国庫補助(月額最大1万円)があります。

国庫補助を受けるには、国民年金第1号被保険者等の農業者年金の加入要件に加え、以下の要件を満たす必要があります。

- ①農業者年金に39歳までに加入していること
- ②農業所得が900万円以下であること
- ③農業の担い手要件を満たすこと

- ①認定農業者で青色申告をしている人
- ②認定新規就農者で青色申告している人
- ③①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者 など

★農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	80万円	69万円	1,716万円	1,867万円
30歳	30年	720万円	53万円	46万円	1,139万円	1,238万円
40歳	20年	480万円	31万円	27万円	674万円	733万円
50歳	10年	240万円	14万円	12万円	301万円	327万円

※通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定期率が1.00%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

新規就農者の紹介

すなさか

ゆうき

砂坂 雄基さん(28歳)(上立石集落)



経営内容：レザーリーフファン 13a

兵庫県出身。地元の農業高校を卒業後、岐阜県立国際園芸アカデミーで2年、タキイ研究農場付属園芸専門学校で2年学んだ後、京阪園芸株式会社に5年程勤務して退職。

妻の故郷である南種子町に移住し、自分で農業経営をする強い意志で就農しました。

日々、砂坂のハウスに足を運んで、先輩農家さんや農業指導員からアドバイスをいただきながら農作業に励んでいます。



当面の目標として、レザーリーフファンの栽培を行い、産地を守る一人として農業技術の向上、ハウス設備の規模拡大に取り組んでいきたいと話してくれました。

全國農業新聞



農業経営と暮らしに役立つ専門紙です！
農業政策を分かりやすく解説。
また地方版では地域の元気で明るい話題
や地域のイベント情報なども紹介してい
ます。

- 発行日 毎週金曜日
 - 購読料 紙版 月額 700 円 (税込)
電子版 月額 500 円 (税込)
 - 発行所 全国農業会議所

～購読料改定のお知らせ～

全国農業新聞の購読料が、令和8年4月から次のとおり改定されます。

- 紙版 月額 900 円 (現 700 円)
 - 電子版 月額 700 円 (現 500 円)

農地を相続したときは 届出が必要です！

●相続登記の申請が義務化されています

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続の開始を知った日から3年以内に登記申請をすることが義務付けられました。

義務化前に相続した土地は、令和9年3月31日までに登記する必要があります。正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

● 農地を相続したら

農地法により、農地を相続した際は、農地の所在する市町村の農業委員会への届出が義務付けられています。相続発生日からおおむね10か月以内に届出を済ませましょう。

届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。



振興部では、年一回「農業委員会だより」を発行しています。委員会の活動報告や農政情報など少しでも多くの方々に農業に関する情報をわかりやすくお届けできたらと思っています。ご意見や地域の話題がありましたら、ぜひお寄せください。

今年は委員の改選が行われます。農業委員は農地の適正な利用調整や農地転用等の審査など、農業者の声を行政につなぐ大切な役割となつておりますので、興味がございましたら、ぜひ応募していただきたいと思います。

今後とも農業委員会の活動にご協力をよろしくお願いいたします。

編集後記